

議案第25号

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例の制定について
鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に住所を有する高齢者に対し、健康の保持若しくは増進又は移動支援に係るサービスの提供を受けることができる高齢者福祉共通券（以下「共通券」という。）を交付することにより、高齢者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象者等)

第2条 共通券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された者で、65歳以上のもの

(2) 交付申請日の属する年度の前年度において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき行われる健康診査若しくは特定健康診査又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断（以下「健康診断等」という。）を受けた者。ただし、初めて共通券の交付を受けようとするとき又は新たに交付の対象となったときは、交付申請日の属する年度又は前年度において、健康診断等を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要であると認める者については、共通券を交付することができる。

(交付枚数)

第3条 交付対象者に交付する共通券の交付枚数は、規則で別に定める。

(サービス及び利用限度額等)

第4条 共通券が利用できるサービス及び1回当たりの利用限度額等は、規則で別に定める。

(交付申請等)

第5条 共通券の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、共通券を交付するものとする。

(事業者の指定)

第6条 共通券が利用できるサービス提供の事業者は、規則で定めるところにより、市長が指定する。

(指定の取消し)

第7条 前条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は指定を取り消すことができる。

(1) 前条に定める事業者の指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 利用額の請求又は受領に関し不正な行為をしたとき。

(3) 不当な利用料金を徴収したとき。

(4) この条例に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項により指定を取り消された者は、指定を取り消された日の翌日から起算して次に掲げる期間、指定しないものとする。

(1) 前項第2号又は第3号に規定する理由 5年以内で市長が定める期間

(2) 前項第4号又は第5号に規定する理由 1年以内で市長が定める期間

(利用額の返還等)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により共通券を利用した者から共通券及び共通券の利用額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第2条の規定にかかわらず、前項に該当する者は返還を命じた年の翌年度において共通券の交付を申請することができない。

3 市長は、偽りその他不正な行為により共通券の利用額に相当する額を請求した者から共通券の利用額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市高齢者等はり・きゅう施術料及び公衆浴場利用料の助成に関する条例（平成20年鹿屋市条例第4号）は廃止する。

（提案理由）

健康の保持若しくは増進又は移動支援に係るサービスの提供を受けることができる高齢者福祉共通券を交付するため、必要な事項を定めたいので、本案を提出するものである。